

# 法の下での平等と家族 —戦後の最高裁判決を振り返って—

拓殖大学公開講座 2014年10月11日

拓殖大学政経学部教授 椎名規子

## 1. 法の下での平等(憲法14条、24条)

### (1) 最高裁の違憲判決

- ・戦後約67年の間で、最高裁が法律を違憲としたのは、9件のみ。
- ・そのうち家族に関する判決は3件で、法の下での平等(憲法14条違反)が争われた。

### (2) 憲法における法の下での平等の原則(憲法14条、24条)

- ・個人の尊厳と両性の本質的平等を原則とする
- ・戦前の「家」制度の廃止
- ・民法の家族法の改正

#### <憲法14条1項>

1. すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

#### <憲法24条>

1. 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない

## 2. 尊属殺重罰規定 最高裁昭和48年4月4日判決

[問題点] 尊属殺につき、死刑と無期懲役だけを定めた刑法200条は、法の下での平等(憲法14条)に反しないか。

<刑法200条> 自己または配偶者の尊属を殺した者は、死刑又は無期懲役とする。

<刑法199条> 人を殺した者は、死刑又は無期もしくは3年以上の懲役とする。

[事案] 29歳の女性による父親殺し。強姦、出産など夫婦同様の生活を強いられた背景。

[判決内容] 刑法200条の尊属殺の規定は、法の下での平等に反して、憲法違反である。

[判決理由] (多数意見8名)

刑法200条自体は、尊属への報恩を保護する規定であり、憲法違反ではない。しかし、法定刑が、死刑と無期懲役だけ→尊属に対する敬愛や報恩という自然的情愛や報恩の倫理尊重という保護の範囲を越えている。

### 3. 非嫡出子の国籍 最高裁平成 20 年 6 月 4 日判決

[問題点] 父親が日本人、母親が外国人の子どもについて、父母が婚姻しているか否かで、国籍の取得に差が生じる(国籍法 3 条)のは、法の下での平等に反するか。

[事案] フィリピン人の母親と日本人の父親から生まれた子について、出生の後に父が子を認知したが、結婚には至らなかった。

[判決内容] 国籍法 3 条 1 項の婚姻要件は、憲法 14 条 1 項に反する(多数意見 9 名)。

[判決理由] 現在では、両親の婚姻によって、子と日本国との結びつきの強弱を測ることはできない。

- ・ 家族生活や親子関係に関する意識の多様化
- ・ 家族生活や親子関係の実態も変化し多様化
- ・ 国際結婚の実態の多様化、国産結婚による子の出生の増大
- ・ 国際的に非嫡出子に対する差別的取扱いを解消する傾向

<国籍法 3 条 1 項> 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で 20 歳未満のものは、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であった場合において、日本の国籍を取得することができる。

### 4. 非嫡出子(婚姻外で生まれた子)の相続分

[問題点] 親の相続について、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の二分の一と定める民法 900 条 1 項は、法の下での平等(憲法 14 条)に反するか。

<改正前 民法 900 条 1 項 4 号>

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人ある時は、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、……(以下省略)

#### (1) 最高裁平成 7 年 7 月 5 日判決 (合憲判決)

[判決内容] 民法 900 条 1 項 4 号但書は、法の下での平等(憲法 14 条)に反しない。

[事案] 母親の相続財産の事案

[判決理由] 現行民法は法律婚主義を採用している以上、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の二分の一としたことが、著しく不合理とはいえない。

#### (2) 最高裁平成 25 年 9 月 5 日判決 (違憲判決)

[判決内容] 民法 900 条 1 項 4 号但書は、法の下での平等(憲法 14 条)に反する。

[事案] 父親の財産の相続の事案

[判決理由] 父母の婚姻関係という子にとっては自ら選択・修正できない事柄により、子に不利益を及ぼすことは許されない。

↓

違憲判決後、民法が改正されて、現在はこの但書は削除されている。

## 5. 諸外国の状況

### (1) かつての欧米における婚外子の地位

キリスト教の思想の下で、婚外子は「罪の子」とされ、社会から排除された。

↓ しかし

婚外子への差別は解消されていった。

### (2) 現在の婚外子の地位

欧米では、現在では、非嫡出子の語を廃止し、相続分も平等に改正されている。

- ・ドイツ (1997) 嫡出・非嫡出の区別を廃止。相続分も平等化
- ・フランス (1979) 婚外子差別を撤廃 (2001) 配偶者のいる者との間に生まれた子の相続分差別を解消
- ・イタリア (1975) 自然子と嫡出子との間の相続分の平等化、(2012) 婚外子を意味する自然子の語を撤廃

### (3) 欧米で、婚外子差別解消を進めた背景

- ・ヨーロッパ人権条約
- ・子どもの権利条約

## 6. わが国のこれからの家族のあり方 — 子どもが差別されない社会へ

- ・日本政府は、子どもの権利条約を 1994 年に批准  
子どもの間の差別の禁止(子どもの権利条約 2 条)
- ・非嫡出子と嫡出子の語および区別の廃止
- ・親の離婚による子の被害を最小限にする  
(離婚後も父母は子に対して共に責任を負う制度をつくる)

<子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)>

### 第 2 条 差別の禁止

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、および確保する。